

有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの  
整備に伴う「業務規程」等の一部改正について

平成20年7月7日  
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所は、BCP フォーラム「取引所取引専門部会」報告書（平成18年9月公表）における、「証券取引所においては、やむを得ず生じる約定の取消しが必要となる場合の対応策について検討すべきである。」との指摘を踏まえ、有事等の際に、万一、取引記録を喪失し、その復元が困難な場合には、当該約定を取り消すことができるよう、関係諸規則について所要の整備を行います。

2. 改正概要

・有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備

有事等の際に、万一、取引記録を消失し、復元が困難な場合には、当該約定を取り消すことを可能とし、当取引所上場有価証券に係る約定取消しルールを整備します。

（備考）

・業務規程第13条等

3. 施行日

平成20年7月22日から施行します。

以上